

# 第 1 章 計画策定にあたって

---



## 第1節 計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の背景・趣旨

国は、少子化の進行に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを育成する家庭の支援と子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」<sup>1</sup>を制定しました。

この法律に基づき、日高市では、子どもを中心に、まち全体で、次代の社会を担うすべての子どもたちが健やかに育成され、元気になれるまちづくりを目指した「日高市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を平成17年3月に策定し、子育て支援にかかる各施策を推進しています。

こうした取り組みが全国的に行なわれているものの、平成17年には国の総人口が初めて減少し、合計特殊出生率<sup>2</sup>も1.26と過去最低となりました。

このようなことから、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月、国の少子化社会対策会議において、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切に作る」観点から「新しい少子化対策について」が決定されました。

さらに、平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていくことが必要とされました。

日高市においても、こうした状況を踏まえつつ、前期計画を見直し、新たに次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定することとなりました。

---

1 次世代育成支援対策推進法とは、平成27年3月までの時限立法で、市町村の他、都道府県や一般事業主、特定事業主も行動計画の策定が義務づけられている。

2 合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

## 2. 計画の性格

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づき、日高市におけるすべての子どもと家庭を対象に、家庭、地域、事業所、行政などが子育てに取り組む方向性を示すものです。

この計画は日高市総合計画「新日高未来辞典」をはじめ、日高市地域福祉計画などの既存計画と整合性を図った次世代育成支援対策に関する総合的な計画です。

この計画は、市民ニーズや市民の代表で構成される日高市次世代育成支援行動計画策定委員会、日高市福祉計画検討委員会などの意見を反映させたものです。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間です。

前期行動計画					後期行動計画				
平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度



見直し